



知的障がいのある児童生徒の教育

～「各教科等を合わせた指導」とは～

(特別支援学級編)



令和8年4月

島根県教育センター 教育相談スタッフ 特別支援教育セクション

目 次

1. 知的障がいのある児童生徒の教育について.....	1
「知的障がい」とは	1
知的障がいのある児童生徒の学習上の特性	1
知的障がいのある児童生徒の教育的対応の基本	2
知的障がいのある児童生徒の教育課程の編成	3
知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	4
知的障がい特別支援学校の指導の形態	5
2. 各教科等を合わせた指導について	7
指導内容の設定と授業時数の配当	7
学習評価	7
各教科等を合わせた指導の特徴と留意点	9
日常生活の指導	9
遊びの指導	10
生活単元学習	11
作業学習	12
単元の題材に悩んだ時は	13

「障害」の表記について

島根県では、「障がい」とひらがなで表記しております。ただし、法令、学習指導要領等の引用部分については、漢字で表記する場合があります。

1. 知的障がいのある児童生徒の教育について

「知的障がい」とは

知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期におこるものをいいます。

適応行動の面では、次のような困難さが生じやすいとされています。

★概念的スキルの困難性…言語発達：言語理解、言語表出能力など
学習機能：読字、書字、計算、推論など

★社会的スキルの困難性…対人スキル：友達関係など
社会的行動：社会的ルールの理解、集団行動など

★実用的スキルの困難性…日常生活習慣行動：食事、排泄、衣服の着脱、清潔行動など
ライフスキル：買い物、乗り物の利用、公共機関の利用など
運動機能：協調運動、運動動作技能、持久力など

P20



知的障がいのある児童生徒の学習上の特性

学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことが挙げられます。また、成功体験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないこともあります。

これらのことから、学習の場面では以下のような指導や支援が効果的です。

- ① 実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導
- ② 児童生徒が頑張っていることやできたところを細かく認め、称賛
- ③ 抽象的な内容よりも、実際的な生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるような指導
- ④ 教材・教具、補助用具やジグ等を含めた学習環境の効果的な設定
- ⑤ 児童生徒への関わり方の一貫性や継続性の確保
- ⑥ 児童生徒に対する周囲の理解などの環境条件の整備
- ⑦ 児童生徒を取り巻く環境や周囲の理解なども視野に入れた確実な実態把握

P26



知的障がいのある児童生徒の教育的対応の基本

学習上の特性を踏まえ、一人一人の確実な実態把握に基づき、次のような教育的対応を基本とすることが重要です。

- (1) 教育的ニーズを的確にとらえ、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導目標を設定するとともに、指導内容のより一層の具体化を図る。
- (2) 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身につくように指導する。
- (3) 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性等が育つよう指導する。
- (4) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるように指導する。
- (5) 自発的な活動を大切にして、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する。
- (6) 自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- (7) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え。できる限り児童生徒の成功体験を豊富にする。
- (8) 興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具等を工夫し、目的が達成しやすいように段階的な指導を行うなどして、学習活動への意欲が育つよう指導する。
- (9) 一人一人が集団において役割が得られるような工夫し、活動を遂行できるようにするとともに、活動後に充実感や達成感、自己肯定考えられるように指導する。
- (10) 一人一人の発達の側面に着目し、生活年齢に即した指導を徹底する。

※下線太字は島根県教育センター特別支援教育セクションによる



「生活に結びつく」「経験」
「具体化」「興味関心」「主体的な」・・・
前のページの“学習上の特性”を考えた対応だにゃ!

P27

知的障がいのある児童生徒の教育課程の編成

詳しくは動画で！



小・中学校学習指導要領総則編には、「(特別支援学級は)小(中)学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。」とあります。

ただし、対象となる児童や生徒の障がいの種類や程度によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、下記のように、特別の教育課程を編成することができることとなっています。

【特別支援学級における特別の教育課程】

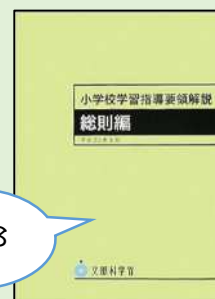
イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次の通り編成するものとする。

(ア) 障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障がい者である児童に対する教育を行う

特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

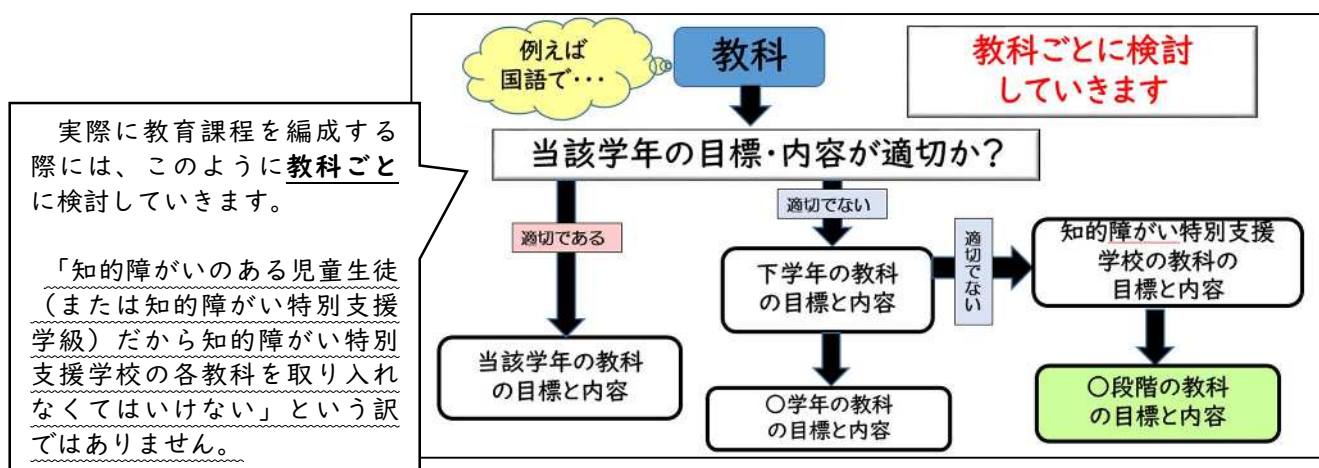
※下線太字は島根県教育センター特別支援教育セクションによる



P108

知的障がいのある児童生徒の場合は、その児童生徒の知的発達や学校生活、社会生活の状況、生活経験などを十分実態把握し、特別の教育課程を編成することとなります。その際は、先に述べた知的障がいのある児童生徒の学習上の特性や教育的対応の基本を踏まえることが大切です。

上記(イ)を取り入れる場合には、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(総則編、各教科等編)」を参考にします。



知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（各教科等編）には、このことについて、以下のように示されています。**「各教科を、知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科（以下、「知的障がい特別支援学校の各教科」に替える）」**場合は、学習指導要領をよく読み、丁寧に把握した児童生徒の実態と照らし合わせながら、教科の目標と内容を取り入れていきましょう。

具体的な目標及び内容は、**P40～、P554～**に記載されています。

小学部の各教科…生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

中学部の各教科…国語、社会、数学、理科、音楽、美術、
保健体育、職業・家庭（必要に応じて外国語）

＊小学部に社会、理科、家庭科は設けられていませんが、具体的な生活に関する学習の中で社会や自然等に直接関わったり、気づいたりすることができるように、それらの教科の内容を生活に包含しています。



小学校の「生活」と特別支援学校（小学部）の「生活」

特別支援学校（小学部）の「生活」は、基本的な生活習慣の確立に関すること、遊び、役割、手伝い、決まりなどを含む生活に関する学習を学習の対象とし、自立への基礎を体系的に学べるように内容を構成した教科です。

小学校の「生活」は、低学年の子どもの発達上の特性等を踏まえ、低学年教育のねらいがより充実して達成できるようにするため、平成元年から設けられた教科です。

島根県教育センターHPの以下の資料を、ぜひご活用ください！

- ★各教科の段階表
（国語、算数・数学、生活）
- ★授業づくりシート



「段階」について

発達期における知的機能の障がいが、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なるため、学年ではなく段階別に内容を示しています。各段階の構成は以下の通りです。

小学部	1段階	主として知的障がいの程度は比較的強く、他人との意思の疎通に困難があり、 <u>日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要</u> である者を対象とした内容
	2段階	知的障がいの程度は、1段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、 <u>日常生活を営むのに頻繁に援助を必要</u> とする者を対象とした内容
	3段階	知的障がいの程度は、他人との意思の疎通や日常生活を営む際に困難さがみられる。 <u>適宜援助を必要</u> とする者を対象とした内容
中学部	1段階	小学部3段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思の疎通や日常生活の適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容
	2段階	中学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活および将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとした内容

知的障がい特別支援学校の指導の形態

知的障がい特別支援学校では、児童生徒の知的障がいの状態等に即した指導を進めるため、以下のような指導の形態を設けています。

特別支援学級で「各教科を知的障がい特別支援学校の各教科に替える」場合は、この指導の形態を参考にすることもできるんだにゃ!

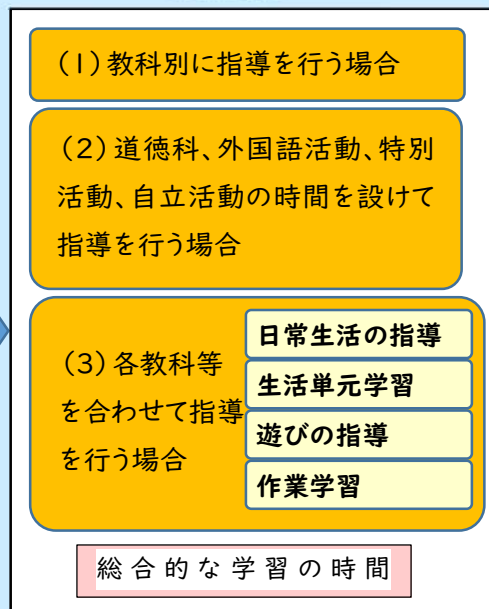


★知的障がい特別支援学校の教育課程

(知的障がい特別支援学校の) 各教科	小学部	中学部
	生活 国語 算数 音楽 図画工作 体育	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 職業・家庭 外国語
	外国語活動	総合的な学習の時間
	特別の教科	道徳
	特別活動	
	自立活動	

実態に応じて指導の形態を考える

★指導の形態



(1) 教科別に指導を行う場合

教科ごとの時間を設けて指導を行う場合を「教科別の指導」と呼んでいます。

(2) 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

(3) 各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部または全部を合わせて指導を行うことをいいます。

特別支援学級でも、どんな教科等も各教科等を合わせた指導として行うことができるの？

P4でも述べましたが、特別支援学級は、小・中学校の学級の一つであり、知的障がい特別支援学校の教育課程を参考にする場合でも、基本的には小・中学校の目標と内容を達成するものでなければいけません。このことから、以下のことに留意することが必要です。

★ **合わせることができる「各教科等」は、知的障がい特別支援学校の各教科等のみです。**

★ 特別活動は、必ず小・中学校の学習指導要領の目標と内容を取り扱い、時間を設けて行います。

★ 総合的な学習の時間は小・中学校学習指導要領に準じて指導を検討し、実施する場合は時間を設けて行います。

★ 道徳科や外国語活動は、P4の図のように、指導内容を検討していきます。小学校の学級の一つであることから、3年生以上は外国語活動を取り扱うことを前提に、可能かどうかを検討します。

特別支援学級における「指導の内容」と「指導の形態」について

P6の知的障がい特別支援学校の指導の形態を参考にして取り入れる場合は、児童生徒の実態から、十分な検討が必要です。（＊自立活動は、全教育活動を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導はその一部であることに留意しましょう。）

特別支援学校と特別支援学級の教育課程は違うんだにゃ・・・



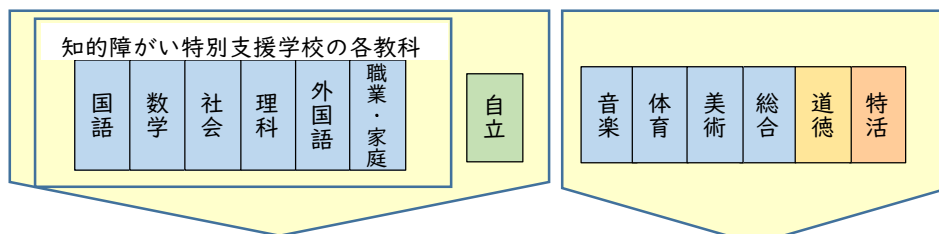
例えば、こんな例が考えられます。

【**下学年の教科等＋自立活動** で教育課程が構成されている小学生Aさんの場合】

★知的障がい特別支援学校の各教科を取り入れていないため、すべて教科別の指導で、時間を設けて指導を行います。



【**下学年の教科等＋知的障がい特別支援学校の各教科＋自立活動** で教育課程が構成されている中学生Bさんの場合】



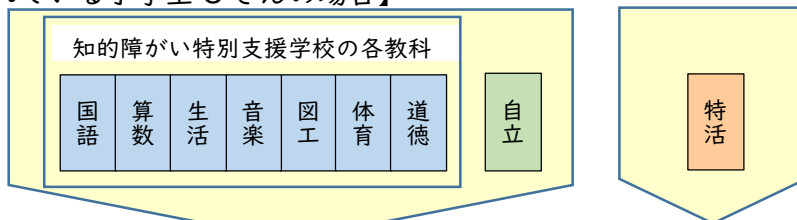
・教科別の指導
・時間を設けて行う指導
または各教科等を合わせた指導

・教科別の指導
・時間を設けて行う指導



- ★知的障がい特別支援学校の各教科等については、教科別の指導、時間を設けて行う指導、または必要に応じて各教科等を合わせた指導（生活単元学習、作業学習等）として行います。
- ★自立活動については、時間を設けて行う指導、または必要に応じて各教科等を合わせた指導として行います。
- ★下学年の教科等については、教科別の指導、時間を設けて行う指導を行います。

【**知的障がい特別支援学校の各教科等＋特別活動＋自立活動** で教育課程が構成されている小学生Cさんの場合】



・教科別の指導
・時間を設けて行う指導
または各教科等を合わせた指導

・時間を設けて行う指導



- ★知的障がい特別支援学校の各教科等については、教科別の指導、時間を設けて行う指導、または必要に応じて各教科等を合わせた指導（生活単元学習、作業学習等）として行います。
- ★自立活動については、時間を設けて行う指導、または必要に応じて各教科等を合わせた指導として行います。
- ★特別活動については、時間を設けた指導を行います。

2. 各教科等を合わせた指導について

知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれています。

「各教科等を合わせた指導」とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部または全部を合わせて指導を行うことをいいます。（※小学校、中学校においては特別活動を合わせることはできません。）

この「各教科等」とは、知的障がい特別支援学校の各教科等です。

各教科等を合わせた指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくこととなり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要です。

指導内容の設定と授業時数の配当

P35

取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当することが大切です。

指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要があります。

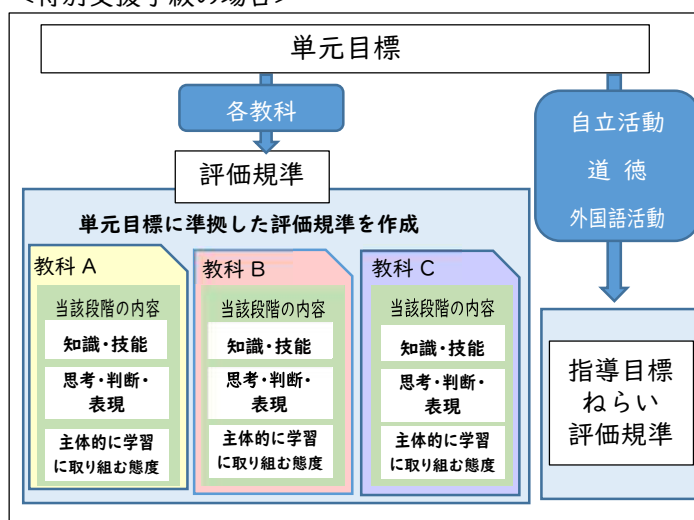
学習評価

各教科等を合わせた指導においても、児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが重要です。

単元で取り扱う各教科は、関連するすべての教科について取り上げるのではなく、指導目標等を踏まえ、評価対象となる教科等を精選します。

目標や評価規準が、単元の構想（計画）段階で、授業者の意図するものとなっているかを検討することが大切です。

<特別支援学級の場合>



生活単元学習の評価規準と評価の計画 例

合わせた指導でも、教科ごとに
評価規準を作るんだにゃ！
なるほどなるほど・・・



単元名「くみわくわくまつりをしよう」

- 単元の目標
- ・お楽しみ会などの経験を活かし、見通しをもちながら活動する。
 - ・みんながおまつりを楽しむことができるようにお店について考えたり工夫したりする。
 - ・いろいろな友達や教師とかかわり、思いや考えを伝えあいながら活動する。

＊小学校5年生の例

単元で目標として取り扱う教科等の評価規準

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に 学習に取り組む態度
生活	・お店担当の役割を果たすための知識や技能を身につけている。 (力：役割)	・みんなが楽しめるおまつりになるように考えたり工夫したりしながら、進んで自分の店の準備や店番の役割を果たそうとしている。 (力：役割)	・くみわくわくまつりの活動を通して、身近な人に自ら働きかけたり、進んで学習に取り組もうとしたりしている。
国語	・お店担当として必要な言葉がけややりとり気付いている。 (ア(ア))	・お客さんに楽しんでもらえるような言葉がけややりとりを考えている。 (A聞くこと話) ・「いらっしゃいませ」「ありがとう」「さようなら」等のあいさつをしている。 (A聞くこと話) ・相手に伝わるよう、声の調子や表情を工夫して話している。 (A聞くこと話) ・おまつりに必要な事柄について、簡単に語句や文で表現している。 (B書くこと書)	・積極的に友達や教師に言葉を通して伝え合おうとしている。
図画工作	・お店の表示や看板を作りながら、材料のよさや特徴に気づいている。 ・いろいろな材料や用具を用いて、工夫しながらお店の表示や看板などを作っている。 (A表現)[共通事項ア(ア)]	・おまつりをイメージしながら、お店の表示や看板などを思い浮かべ、合った材料や色を選んだりしている。 (A表現)[共通事項ア(イ)]	

単元で目標として取り扱う
各教科等の各観点の評価規準
を、単元目標を踏まえて具体的に
設定します。

P40～、P554
～の目標と内
容から考えよう



詳しくは
この資料を！

「特別支援学校小学部・中学部
学習評価参考資料」文部科学省

評価の計画(一部)

次	時	主な学習内容	評価の計画			
			生活	国語	図工	自立活動
1	1、2	○「わくわくまつり」の計画を立てる ・1学期の活動を思い出しながら、内容や招待する人、役割を決める。	○思			
2	3、4	○お店の準備をする ・それぞれに必要なのを考え ・お店担当としての言葉や台詞を教師と一緒にまとめる。	○知	○知		

各教科等の評価の観点
を各時1～2つ程度に焦点化
して記述します。

各教科等を合わせた指導の特徴と留意点

日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものです。

生活科を中心として、広範囲に各教科等の内容が取り扱われます。

指導に当たっては、以下の点に考慮することが必要です。



考慮すること

- (ア) 日常生活や学習の自然な流れに沿い、その活動を实际的で必然性のある状況下で取り組むことにより、生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。
- (イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。
- (ウ) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うことともに、生活上の目標を達成していくために、学習状況等に応じて課題を細分化して段階的な指導ができるようにすること。
- (エ) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるように計画されていること。
- (オ) 学校と家庭等が連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況を共有し、指導の充実を図るようにすること。

※ 下線太字は島根県教育センター特別支援教育セクションによる



P31

主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に係る広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が制限されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。

考慮すること

- (ア) 児童の意欲的な活動を育めるようにすること。その際、児童が主体的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- (イ) 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫し、計画的に実施すること。
- (ウ) 身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定すること。
- (エ) 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定すること。
- (オ) 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるように配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

※ 下線太字は島根県教育センター特別支援教育セクションによる

遊びを通して
ねらいを達成していくことが
大事なにゃ！



P32



児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

また、広範囲に、各教科等の目標や内容が扱われます。

児童生徒の知的障がいの状態等に応じ、遊びを取り入れたり、作業的な指導内容を取り入れたりして、生活単元学習を展開することもあります。どちらの場合も、個々の自立と社会参加を視野に入れ、個別の指導計画に基づき、計画・実施することが大切です。



P32~33

考慮すること

- (ア) 実際の生活から発展し、児童生徒の知的障がいの状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (イ) 必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- (ウ) 児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。
- (エ) 一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- (オ) 各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (カ) 各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること

※ 下線太字は島根県教育センター特別支援教育セクションによる

作業学習



「将来の職業生活」や「社会自立」の基盤となる力を育む学習なんだにゃ。そのねらいと生徒の実態から活動を考えるってことにゃ。

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

作業学習の成果を直接、児童生徒の将来の進路等に直結させることよりも、児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにしていくことが重要です。



P33~35

中学部では職業・家庭科の目標及び内容が中心となるほか、高等部では職業科、家庭科及び情報科の目標及び内容や、主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容を中心とした学習へとつながるものです。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、事務、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。生徒が自立と社会参加を果たしていく社会の動向なども踏まえ、地域や産業界との連携を図りながら、学校として検討していくことが大切です。

考慮すること

- (ア) 児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえること。
- (イ) 地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した永続性や教育的価値のある作業種を選定すること。
- (ウ) 個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 知的障がいの状態等が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- (オ) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- (カ) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

※ 下線太字は島根県教育センター特別支援教育セクションによる

13